

川崎市告示第367号

以下の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者に指定し、歳入の収納を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年7月2日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
所在地 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
名称 生田緑地共同事業体
代表者 株式会社日比谷花壇
代表取締役 宮島 浩彰
構成員 株式会社日比谷アメニス
代表取締役 伊藤 幸男
構成員 東急プロパティマネジメント株式会社
代表取締役 平本 和弘
- 2 指定公金事務取扱者に委託する歳入の内容
川崎市立日本民家園における入園料
- 3 指定日
令和7年4月1日
- 4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで